

「調査用自動車(コンパクトカー・ライトバン)の賃貸借及び保守」に係る質問・回答書

中国四国農政局会計課

番号	質問	回答
1	リース満了後、再リース・契約終了・新規入替等、お決まりでしょうか。また、基準がございましたらご教示ください。	リース満了後は契約終了となり、再リースは予定していません。また、新規入替等は未定であり、基準につきまして明確な基準はありません。
2	車両登録の手続き上、登録と納車は同日に行うことができません。また、車両登録日＝リース開始日となります。納車は登録日の翌日以降とさせていただくことをご了承いただけますか。	借入期間を令和8年10月1日から令和13年3月31日までとしており、契約金額についてもこの期間分が対象となります。登録については、契約書第4条第1項のとおり仕様書で定める期限までに完了していれば良く、登録と納車は同時でなくても構いません。
3	代車の提供について、提供日は何日目からとなりますでしょうか。弊社での一般的なご提供は「3日目から(事故除く)」となっております。	契約書第14条のとおりです。
4	走行距離について、仕様書3.(2)に「概ねであり、これを超過する場合の補償等を行わない」と記載がございますが、過去に仕様書記載の走行距離から著しく逸脱したケースはございますか。	あくまで直近の実績であり詳しく申し上げますが、直近で契約終了した実績において、月当たりの走行距離が予定より著しく上回ることはありませんでした。
5	納車立ち合いについて、本件の納車地が中四国各地のため、車両調達先の自動車販売店社員の立ち合いでもよろしいでしょうか。	自動車の納入については、車両調達先の自動車販売店の方で構いませんが、契約書第4条第1項のとおり、賃貸借場所において第6条第1項に定める検査に合格した上で、車両を引き渡すこととなります。
6	メンテナンスの点検サイクルは6カ月ごとでよろしいでしょうか。(法定点検以外のメンテナンス)	この場合のメンテナンス点検(法定点検以外のメンテナンス)については、契約書及び仕様書で実施を妨げるような定めはありませんので、発注者と受注者とで協議し定めることとなります。
7	パンク修理は発生の原因によっては別途費用になりますがよろしいでしょうか。(縁石乗り上げによる損傷など有過失によるパンクが別途費用になります)	貴見のとおりです(仕様書9. 賃貸借及び保守業務の対象外事項(1)当局の管理下の事故による修理等に該当)。